

平成 20 年 3 月 28 日

東御市長 土屋 哲男 様

東御市青少年健全育成審議会  
会長 荻原 慎一郎

東御市青少年健全育成計画の策定について（答申）

平成 19 年 8 月 20 日に当審議会に諮問のあった「東御市青少年健全育成計画の策定について」について、団体・地区懇談会、保護者・児童生徒対象のアンケート、パブリックコメント等で聴取した市民の意見を基に、当審議会でも慎重に検討し、この程結論を得るに至ったので、下記及び別添のとおり答申します。

当市において、本答申を尊重した青少年健全育成全般にわたる取り組みが一層推進されることを期待します。

記

- 1 別添「東御市青少年健全育成計画(案)」は、平成 20 年度から平成 29 年度までの 10 年間に対応するものであり、青少年健全育成全般にわたる取り組みの方向性をまとめたものである。推進にあたっては、庁内に推進委員会を設置し、計画の実施、調整、検証を行うことを望みます。
- 2 当審議会では、別添の計画案をふまえ、以下に記す事項を、当初における重点施策として展開することを望みます。

青少年が健やかに育つ安心・安全な環境づくりの推進

1、家庭教育の充実と支援 [(案)第 4 章 1 (1)(2)、第 4 章 5 ]

\* 豊かな心と健やかな体の育成のために、家庭を構成する大人が本来の家庭の役割を再認識し家庭教育の充実に努めること。

\* 子育てに関する学習の機会、相談体制の整備、地域ぐるみの育成活動等、家庭教育の支援を強化すること。

1、地域見守り活動の推進 [(案)第 4 章 5 (3) ]

\* 登下校時及び放課後の通学路等における一層の安心・安全の確保を図るために、家庭・地域・学校・事業所の連携による見守り活動の体制の整備を、全市的に、そして地域ごとに展開すること。

1、有害環境の浄化 [(案)第 4 章 4 (2)、第 4 章 5 ]

\* 青少年が安心して成長できる地域環境をつくるために、地域を構成する大人は、有害図書等自動販売機をはじめとする青少年の様々な有害環境の浄化活動を一層推進すること。

\* 青少年に情報や物事を正しく判断できる力を養うとともに、大人自身の健全育成に関する意識の向上に努めること。